⑵　技術提案書の審査

技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

⑶　技術提案書の評価

技術提案書の評価項目は以下のとおりである。なお、最終技術提案書が提出された場合においては、最終技術提案書に対して評価を行う。

①　排水路を兼ねた恒久足場設置における底面パネルの勾配精度確保の工夫

②　仮設足場設置・撤去時の第三者被害を防止するための安全対策

③　仮設足場設置・撤去時の作業員の安全対策

④　橋脚塗替塗装工における高速上の規制回数の低減に関する工夫

⑤　素地調整工における騒音の低減に関する工夫

4　落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　総合評価の方法

落札者の決定方式は、最終技術提案書の内容を３⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。

入札価格≧低入札調査基準価格：$20+(10/(100-\beta))\times(100-\alpha)$

低入札調査基準価格＞入札価格≧特別重点調査基準価格：$(30/(\beta-\gamma))\times(\alpha-\gamma)$

特別重点調査基準価格＞入札価格：０

ここで、α＝（入札価格／予定価格）×100

β＝（低入札調査基準価格／予定価格）×100

γ＝（特別重点調査基準価格／予定価格）×100

②　落札方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑴①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

⑵　低入札価格調査等

予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則に規定している。

⑶　労務費ダンピング調査の試行

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

１．理由の確認方法：書面

２．その他：書面の様式については別途連絡する。書面の提出を行わない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。書面の提出後、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

⑷　入札不調となった場合の取り扱い

本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」に移行する場合がある。

「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」とは、入札不調発生後、⑴によって得られた評価値が最高の入札者１者（評価値が最高の入札者が２者以上あるときは、工事請負現場説明書１⑿に準ずる。）を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能な契約方式である。

5　入札手続等

⑴　担当課　首都高速道路株式会社　東京東局総務・経理課　〒103―0015 東京都中央区日本橋箱崎町43番５号　電話03―5640―4817（ダイヤルイン）

⑵　「入札説明書」等の交付

①　交付期間　令和８年10月１日（木）から令和８年11月13日（金）午後４時まで

②　「入札説明書」等（参加表明書及び入札説明書、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、基本条件図書、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
http://www.shutoko.co.jp/business/bid/

③　交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD―R等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

①　電子入札システムによる場合

ア　競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：令和８年10月２日（金）午前10時から令和８年11月13日（金）午後４時まで

※共同企業体を結成する場合、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び特定建設工事共同企業体申請書は、技術提案書の提出と合わせて書面により提出すること。

イ　技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間：令和８年10月２日（金）から令和８年11月13日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所：上記⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：令和８年10月２日（金）から令和８年11月12日（木）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記⑴に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵送先：上記⑴に同じ。

②　紙入札による場合

ア　競争参加資格確認申請書

〈持参の場合〉

・受付期間：上記⑶①イ〈持参の場合〉のとおり。

・受付場所：上記⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：上記⑶①イ〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送方法：上記⑶①イ〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送先：上記⑴に同じ。